

普天間基地周辺の子供たちを取り巻く空・水・土の安全の 保障を求める意見書

沖縄県において、米軍機による落下物事故及び低空飛行・騒音の被害が生じていることは周知の事実である。特に、市の中心部に普天間飛行場を抱える宜野湾市においては、その影響は大きいものがある。そこでは、市民の生命や安全が脅かされ、児童・園児の学びに影響が出ているという現実がある。

日本国憲法前文には、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」とある。

しかしながら、宜野湾市においては、2004年8月の沖縄国際大学構内への米軍ヘリ墜落事故、2017年12月の緑ヶ丘保育園への米軍機のものと思われる部品落下事故、同年12月の普天間第二小学校校庭への米軍機窓枠落下事故、2021年11月には米軍機から落下した水筒が民家の玄関先で見つかった事故などが相次いで生じている。

また、宜野湾市の水道水や湧き水から有機フッ素化合物 P F A S が検出されている。さらに、2022年8月の市民グループによる調査では、普天間第二小学校の土壌から最大で米国基準値29倍の P F O S が検出された。これは、「わが国全土にわたって」保障されるはずの自由と平等がないがしろにされている状況であると言わざるを得ない。

日米両政府は、普天間飛行場周辺で学校や病院などの上空飛行を避ける場周経路の設定で合意している。この場周経路を遵守し、宜野湾市民の空の安全を確保することに努めるべきである。また、水や土の汚染についても早急に対応すべきである。

よって、当市議会は、国に対し、下記事項について強く要望する。

記

- 1 学校教育施設・児童福祉施設（普天間小学校、普天間第二小学校、

緑ヶ丘保育園）上空の米軍機の飛行を禁止すること。

2 日本政府、沖縄県、宜野湾市の責任において、普天間第二小学校内の土壌調査の実施及びP F A S汚染特定箇所の土壌の入替えを行うこと。

3 普天間の子供たちを取り巻く空・水・土の安全を保障すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月14日

喜多方市議会議長 渡 部 勇 一

【意見書提出】

衆議院議長	細田	博之	殿
参議院議長	尾辻	秀久	殿
内閣総理大臣	岸田	文雄	殿
内閣官房長官	松野	博一	殿
外務大臣	林	芳正	殿
文部科学大臣	永岡	桂子	殿
厚生労働大臣	加藤	勝信	殿
環境大臣	西村	明宏	殿
防衛大臣	浜田	靖一	殿
内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）	岡田	直樹	殿